

福 介 護 第 443 号
2015 年（平成 27 年）11 月 27 日

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 管理者 様
指定小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

介護・医療連携推進会議，運営推進会議を活用した評価の実施について（通知）

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき，厚くお礼申し上げます。

従来，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については，自己評価を行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて，それらの結果を公表し，改善を図ることが義務付けられていましたが，2015 年度（平成 27 年度）の条例改正により，広島県が指定する外部評価機関による評価を受けることは不要となりました。これに伴い，事業所は，自己評価の結果を介護・医療連携推進会議又は運営推進会議（以下「運営推進会議等」という。）に報告することとしました。

つきましては，2015 年（平成 27 年）5 月 26 日付け「介護・医療連携推進会議，運営推進会議を活用した評価の実施について」を通知しているところですが，本市において別紙のとおり留意事項をまとめましたので，会議が円滑に実施されるよう御承知ください。なお，当該評価の前提として，おおむね 2 月に 1 回，運営推進会議等に活動状況を報告し，会議参加者から要望，助言等を受けるなど，日頃から提供しているサービスの内容等を明らかにしておくことが重要です。

また，運営推進会議等において自己評価結果の報告を議題とする際は，出務依頼書にその旨記載し，開催日の前月 20 日までに担当課へ提出してください。なお，運営推進会議参加者への自己評価結果の事前送付は，参加者から求めがない限り不要です。

（参考）

「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議，第 85 条第 1 項（第 182 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号・老老発 0327 第 1 号）

（問い合わせ先）

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号
福山市保健福祉局長寿社会応援部
介護保険課事業者指導担当
TEL: (084) 928-1232

介護・医療連携推進会議，運営推進会議において実施される自己評価の取組みについて

運営推進会議又は介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）を活用して行う自己評価について，福山市における具体的取扱いは次のとおりとする。

1 趣旨

従来の外部評価機関による評価が必須となくなる中で，引き続き，提供するサービスの評価を事業所が運営推進会議等を活用し，客観性をもって行うことにより，さらなるサービスの質の向上につなげるものとする。

2 参加者への説明

事業者は，運営推進会議等を活用した評価の実施にあたり，会議の参加者に対しその趣旨について説明を行う。

3 参加者の負担軽減への配慮

評価及び運営推進会議等への報告は平成 27 年 3 月 27 日付厚生労働省老健局振興課長・老人保険課長通知を参考に行うが，より多くの地域住民等の協力が得られるよう，また参加者の負担とならないよう，次の点に留意する。

○資料については事前に求めがない限り当日配布し，要点を説明することで足りる。

また，会議の所要時間は他の開催時と変わらない時間内に収めるものとする。

○小規模多機能型居宅介護については，「地域かかわりシート①」及び「地域かかわりシート②」（別紙 2-3）は使用しないこととする。

4 自己評価結果の説明

事業者は運営推進会議等において，評価の趣旨，目的，概要並びに評価の高い項目又は評価の低い項目の評価理由等について簡潔に説明し，他の会議参加者の意見を求め，疑問に答える。

5 運営推進会議等における評価の記録

運営推進会議等で出された意見については，事業所において記録するとともに，自己評価・外部評価評価表（別紙 1），サービス評価総括表（別紙 2-4）または運営推進会議における評価（別紙 3-3）に反映させること。

6 評価表等の提出

評価の結果（上記評価表等）については，市に提出すること。